

事務連絡

令和2年(2020年)4月8日

各地域包括支援センター  
各居宅介護支援事業所 様

介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）

このことについて、令和2年(2020年)4月7日付け、厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」により、下記のとおり取扱いますのでお知らせします。

なお、今後の状況によっては、取扱いの見直しを行う場合があることを申し添えます。

記

(1) 訪問先が在宅（施設等以外）の場合

被保険者側から面会が困難である等との申し出があった場合や新型コロナウイルス感染症に係る健康観察中の者等が同家屋に在宅される場合等、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る観点から、認定期間満了1か月前までに訪問調査ができない場合に限り臨時的な取扱いを行う。

臨時的な取扱いについての従来期間に新たに合算する期間は、12か月とする。

(2) 訪問先が施設等の場合

施設側が面会等禁止措置を行ったことにより、原則として、認定期間満了1か月前までに訪問調査ができない場合に限り臨時的な取扱いを行います。

臨時的な取扱いについての従来期間に新たに合算する期間は、12か月とします。

※更新申請の受付に限ります

連絡先  
介護保険課認定給付班  
電話 328-2347